

第29 第三者のためにする契約

1 第三者のためにする契約の成立等（変更）

民法第537条

- 1 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。
- 2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合においても、そのためにその効力を妨げられない。
- 3 第1項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

（改正前民法537条）

- 1 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。
- 2 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

改正前民法では、第三者のためにする契約の締結時において、第三者たる受益者が現存していることを要するか、また受益者が特定していることを要するかにつき、規定をおいていない。

しかし、判例では、いずれもこれらを不要としており、胎児、設立中の法人のように、将来出現することが予期された者を受益者とする契約を締結することができるし、かつ受益者も特定しうるものであれば足りるとする。

そこで、かかる判例の明文化を図ることとし、もって2項が追加された。

2 要約者による解除権の行使（変更）

民法第538条

- 1 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。
- 2 前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第1項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。

（改正前民法538条）

前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。

今回の改正では、要約者が諾約者の受益者に対する債務不履行を理由に契約を解除する場合、受益者の承諾を得ることを要するものとした。